

## 兵庫県告示第1047号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成30年12月11日

兵庫県知事 井戸敏三

### 1 起業者の名称

赤穂市

### 2 事業の種類

有年牟礼黒尾墓地移転整備事業

### 3 起業地

#### (1) 収用の部分

兵庫県赤穂市有年牟礼字前垣内地内

#### (2) 使用の部分

なし

### 4 事業の認定をした理由

有年牟礼黒尾墓地移転整備事業（以下「本件事業」という。）は、次のとおり法第20条各号に規定する事業の認定要件を全て充足していると判断される。

#### (1) 法第20条第1号要件について

本件事業は、赤穂市が用地を取得し、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条に規定する墓地として整備を行うものであり、法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する墓地」に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

#### (2) 法第20条第2号要件について

本件事業の起業者である赤穂市は、本件事業に必要な財源措置を既に講じるとともに、必要な専任職員を配置する等、組織体制を整備していることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

よって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

#### (3) 法第20条第3号要件について

##### ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

有年牟礼黒尾墓地（以下「現墓地」という。）は昭和51年に建設され、墓地全体に経年変化による不等沈下が進み墓地内のいたるところで地面の陥没が見られるのに加えて、多数の損傷箇所が散見され、構造物としての耐久性が極めて脆弱な状況となっている。

また、通路幅についても、都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（平成20年1月策定、24年3月改訂。以下「ガイドライン」という。）に規定されている基準を満たしていない。

本件事業は、ガイドラインに適合し、墓参の利便性、安全性を確保した墓地を新たに設置するものであり、本件事業の施行により、ガイドラインの基準に合致した墓地にするとともに、特に高齢者の墓参の利便性、安全性の向上が図られるほか、地縁型、地域コミュニティが維持・強化されることから、本件事業の施行により得られる利益は相当程度存すると認められる。

##### イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）に定める、環境影響評価が義務付けられた事業には該当しないが、起業者が任意で行った生物調査結果によると、起業地内及び周辺に、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づき指定される希少な動植物は確認されておらず、本件事業の施行による環境への影響は少ない。

文化財については、起業地には文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地も存在していないため、保護に支障を及ぼすことはない。

これらのことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

##### ウ 起業地の選定について

起業地の選定にあたっては、新墓地として必要な用地を確保するため、(1)社会的条件：①交通条件／集落からの距離や位置関係から、墓参の利便性、安全性が確保できること、②環境条件／住民の宗教的感情に適合し、公衆衛生の見地から支障がなく、墓地として相応しい場所であること、(2)技術的条

件：工事期間中の仮設進入路などの仮設工事等の必要が少ないなど建設工法が容易な場所であること、  
(3)経済的条件：初期経費（用地費、補償費及び工事費）が経済的に優れていること、以上3つの観点から3案の候補地を選定している。

起業者は、候補地案について比較考量を行い、3案の中で最も優れた案を選定しており、起業地の選定は妥当なものであると認められる。

エ 総合的判断

アで述べたところの得られる公共の利益と、イで述べたところの失われる利益を比較考量すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められる。

また、ウで述べたように本件事業の起業地の選定は適切であると認められる。

したがって、本件事業の計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号要件について

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたとおり、構造物の改善やガイドラインへの基準適合等が急務となっている。

したがって、本件事業は、事業の緊急性の点において、起業地を収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業により整備する新墓地は、赤穂市墓地埋葬等に関する法律施行規則やガイドラインを基に設計されており、起業地は、現墓地を利用する者が多く居住する黒尾地区にあり、住民の宗教的感情に配慮されていることに加え、墓地面積、通路等、墓参の利便性・安全性を達成するための必要最小限度の規模となっていることから、本件事業の起業地の範囲は適切であると認められる。

また、起業地は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないため、収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

ウ 総合的判断

ア及びイで述べたように、本件事業は起業地を収用することができる事業として施行する必要がある、また、その範囲は適切であると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は法第20条各号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

赤穂市美化センター